

【区分2】

神奈川ゆめ奨学金 奨学生募集要項

1. 趣旨

神奈川ゆめ奨学金は、学ぶ意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を給付するとともに、社会の中で自分らしい生き方を実現できるための学びや体験の機会を、地域で活動している人、団体、行政などと広く連携・協同してつくり、応援することを目的とします。

2. 特色

神奈川ゆめ奨学生の特色は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 学ぶ意欲がありながら、経済的困難を抱えている子どもの支援であることから、条件に学力は問いません。
- (3) 子どもたちの意志を大切に、自分に合ったさまざまな学びや体験の機会を提供しています。また、参加に必要な交通費等も支給します。
- (4) 困ったときには気軽に相談できるフリーダイヤル「相談窓口」を設置しています。
- (5) 希望する奨学生には、卒業後も継続してキャリア支援や相談支援を行います。

3. 応募資格

奨学生となるためには、次のすべての要件を満たす者でなくてはなりません。

- (1) 神奈川県内に在住している方。
- (2) 高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）又は中等教育学校の後期課程、専修学校高等課程に在学中の者で、支援団体等の推薦を受けた方。
- (3) 市町村民税所得割額が非課税世帯の方。
- (4) 当財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある方。
- (5) 財団が奨学金の給付を行うことを相当と認める方。

4. 応募方法

- (1) 下記提出書類を、簡易書留にて郵送してください。

〈提出先〉 〒222-0033

横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル 3F パルシステム神奈川内
公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団 事務局

〈提出書類〉

- 神奈川ゆめ奨学生申請書
- 在学証明書
- 世帯収入を証明する書類

生活保護を受給していない場合	・ 令和4年度（令和3年中の所得）の住民税（非）課税証明書【原本】
生活保護を受給している場合	・ 生活保護受給者証明書【原本】 （直近3か月以内発行のもの）
遺族年金を受給している場合	・ 年金決定通知書【コピー】

【区分2】

障害年金を受給している場合	・年金決定通知書【コピー】
---------------	---------------

6. 採用予定人数

若干名

7. 奨学金の額及び期間と給付の方法

(1) 奨学金（月額） 10,000円／期間：最大4年（高校卒業まで）

毎年4月に在学証明書及び前年の世帯収入を証明する書類を提出することで継続します。

(2) 進学就職等準備金 50,000円

原則は高校を卒業し、卒業証書のコピーを提出いただいた後に給付いたします。

※ 奨学金については、奨学生本人名義の銀行口座に振込させていただきます。

8. 給付の廃止・停止

次のような場合には、奨学金の給付を廃止します。

(1) 奨学生であることを辞退するとき又は退学したときに給付を廃止。

(2) 奨学生が、高等学校又は中等教育学校の在籍期間が4年を超えたときに給付を廃止。

(3) 世帯の収入等の状況が変化し、非課税世帯ではなくなったときたときに給付を廃止。

(4) 年度ごとに提出いただく必要書類が未提出の場合に、支給が停止されることがあります。

9. 選考方法

当財団の神奈川ゆめ奨学生選考委員会にて年2回選考を行います。

・前半：4月・5月・6月・7月・8月・9月中旬までの申請受付分を10月に選考します。

・後半：10月・11月・12月・1月中旬までの申請受付分を2月に選考します。

10. 決定及び通知

(1) 神奈川ゆめ奨学生選考委員会の選考を経て理事会にて決定し、結果を書面にてご本人に通知します。

(2) 採用通知書が届いた方は、進学先学校の入学証明証を速やかに提出してください。ご提出書類がすべて揃った時点で、正式に当財団の奨学生として採用となります。

(3) 採用後、当月末又は翌月末日の支給手続きを開始いたします。

11. その他

(1) 他の奨学金との併給について

当財団奨学金は、他の奨学金との併給については制限ありません。ただし、他の奨学金を併給する場合には、併給を認めていない奨学金制度もありますので事前にご確認ください。

(2) 個人情報の取り扱いについて

当財団の個人情報保護方針に掲げる「財団が管理する個人情報の利用目的」により、必要がある場合には学校や関係機関と連絡・情報共有を行うことがあります。

(3) 生活保護世帯の方へ

平成26年6月1日文科科学省中等局通達で、収入認定除外費用として「修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費用、私学授業料の公費補助等の不足分など」を認定しています。当財団

(2023年度 区分2-01)

【区分2】

の奨学金を、これらの費用に充当すると申し出れば収入認定されずに、生活保護費は減額されません。

(4) 奨学生採用決定後に財団事務局と面談を行います。

「当財団奨学金制度について」「お約束事項の確認」「奨学金給付口座」などについて面談させていただきます。

(5) 応募書類の返却について

応募書類は返却等致しませんので、ご了承ください。応募書類につきましては、当財団個人情報保護規程に準じて適正に取り扱いさせていただきます。

12. 応募から給付までの流れ

期間目安	内容
	申請書類 提出
11月・翌年2月の理事会終了後	奨学生選考・決定／採用通知（案内）発送
通知から2週間以内	面談実施＜入学証明証など書類提出＞
面談実施日の当月末又は翌月末日	奨学金（毎月）支給開始

【お問い合わせ・申請書記入個別説明会申し込み】



公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団 事務局
TEL : 0120 - 302 - 895 (月～金 : 10時～17時)
メール : yume@kanagawa-s.or.jp

